

足利市中高層建築物によるテレビ受信障害防止に関する指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中高層建築物の建築に伴って発生するテレビ受信障害についての紛争を未然に防止し、地域住民の利便と秩序維持の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の定めるところによる。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居系用途地域 法第48条に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域をいう。
- (2) 受信障害 テレビジョン放送（VHF、UHF）の受信を妨げられることをいう。
- (3) 電波障害専門技術者 総務大臣認定第1級又は第2級有線テレビジョン放送技術者及びこれに準ずる専門的な知識を有する者をいう。
- (4) 近隣関係者 中高層建築物の建築によりテレビジョン電波受信障害を直接受けることとなる建築物の所有者又は居住者をいう。

(適用区域)

第3条 この要綱の規定は、足利市全域に適用する。

(適用範囲)

第4条 この要綱の規定は、次のいずれかに該当する建築物を建築する場合に適用する。

- (1) 住居系用途地域内で高さが10メートルを超える建築物
- (2) 前号以外の地域で高さが15メートルを超える建築物

(受信障害対策)

第5条 建築主は、電波障害専門技術者によるその地域の受信状況及び受信障害の予測調査を行い、テレビ受信障害調査報告書を作成するものとする。ただし、周囲の状況により電波障害が発生するおそれがないと認められるときは、この限りでない。

2 建築主は、前項の予測調査の結果受信障害を生じるおそれがあるときは、近隣関係者と協議し、建築主の負担において、その障害の除去について必要な措置を講じるよう努めなければならない。

3 建築主は、前2項に関する調査報告書の写し等を建築確認申請書に添付しなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に建築されている建築物（この要綱の施行日前に建築確認済証の交付を受けたものを含む。）及びこの要綱の施行日前に建築確認に係る申請を受理された建築物については、この要綱の規定は、適用しない。